

はじめに

生涯にわたって安心して暮らせる地域社会。その実現は県民みんなの願いです。

県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、就職支援や職業訓練の他、障がい福祉サービスの充実、障がいのある人の収入の向上など、さまざまな施策に取り組んでいます。

また、平成 29 年に制定した「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がいのある人への不当な差別的取り扱いをなくし、障がいの状況や意思、場面に応じて適切に対応する合理的配慮を行うことを全ての県民の皆さまにお願いしています。

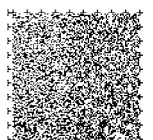
このような中、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の自己決定の尊重や意思決定の支援、地域社会における共生など、7つの基本的視点を掲げた「福岡県障がい者長期計画（第3期）」および、障がい福祉サービスの見込量の他、提供体制の確保策や目標などについて定めた「福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）」を策定しました。

県では、これらの計画に基づき、市町村、障がい者団体、企業、事業所、NPOなど関係機関・団体と連携を図り、一層、障がいのある人に寄り添い、向き合う、温かみのある障がい福祉施策を進めてまいります。

計画の策定に当たり、熱心にご議論いただきました福岡県障がい者施策審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに、心から感謝申し上げます。

障がいのある人の自立と社会参加を一層進めることができるよう、計画の推進に全力を尽くしてまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月 福岡県



目 次

計画策定の趣旨	1
---------	---

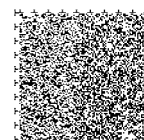
【障がい者長期計画（第3期）】

第1章 総論

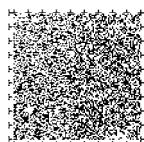
第1節 計画の概要	7
1 計画の位置付け	7
2 計画の期間	7
3 計画の対象者	7
4 計画の基本的な考え方	7
5 障がい保健福祉圏域	11
第2節 障がいのある人の状況	13
1 障がいのある人の数の推移	13
2 身体障がいのある人の状況	14
3 知的障がいのある人の状況	16
4 精神障がいのある人の状況	18
第3節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況	20
1 障がいのある人の雇用状況	20
2 特別支援学校卒業者の進路状況	22
第4節 福岡県障がい者実態調査の結果	23
1 調査の目的	23
2 調査の期間	23
3 調査対象（県内に居住する障がいのある人及びその介助者）及び回収 状況	23
4 主な調査結果	24

第2章 各論

施策体系	30
------	----



第1節	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	31
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	32
2	権利擁護の推進、虐待の防止	34
第2節	安全・安心な生活基盤の整備	35
1	福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり	36
2	住宅の確保	39
3	移動しやすい環境の整備等	42
4	アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進	44
第3節	情報化の促進と意思疎通支援の充実	45
1	情報通信における情報アクセシビリティの向上	46
2	情報提供の充実等	47
3	意思疎通支援の充実	48
4	行政情報のアクセシビリティの向上	49
第4節	防災、防犯、消費者保護の推進	50
1	防災対策の推進	51
2	防犯対策の推進	54
3	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	58
第5節	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	59
1	意思決定支援の推進	60
2	相談支援体制の構築	61
3	地域移行支援、在宅サービス等の充実	63
4	障がいのある子どもに対する支援の充実	65
5	障がい福祉サービスの質の向上等	67
6	福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等	68
7	障がい福祉を支える人材の養成・確保	69
8	研修体制の充実	71
第6節	保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実	72
1	保健・医療サービスの充実	73
2	重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実	75
3	発達障がい児者の支援の充実	76



4	精神保健福祉施策の充実	79
5	難病に関する保健・医療施策の推進	81
6	障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療	82
第7節	行政等における配慮の充実	84
1	行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等	85
2	選挙等における配慮等	86
3	司法手続等における配慮等	87
4	資格に関する配慮等	88
第8節	雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援	89
1	総合的な就労支援	90
2	経済的自立の支援	92
3	障がい者雇用の促進	93
4	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	94
5	障がい者施設における就労支援の充実・強化	95
第9節	教育の充実	96
1	インクルーシブ教育システムの推進	97
2	教育環境の整備	99
3	高等教育における障がいのある学生の支援の推進	102
4	生涯を通じた多様な学習活動の充実	103
第10節	文化芸術活動・スポーツ等の振興	104
1	文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	105
2	スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競技力向上	107

第3章 施策の円滑な推進

第1節	連携・協力の確保	111
第2節	理解促進・広報啓発に係る取組等の推進	111
1	重点的に理解促進等を図る事項	111
2	理解促進等に当たり配慮する事項	112



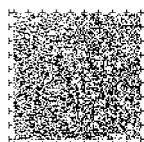
【障がい者福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第2期）】

第1章 総論

第1節	計画の概要	115
1	計画の位置付け	115
2	計画の期間	115
3	計画の対象者	115
4	区域の設定	116
第2節	福岡県障がい者福祉計画(第4期)・福岡県障がい児福祉計画(第1期)の進捗状況	118
1	障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況	118
2	数値目標の進捗状況	120
3	障がい福祉サービス事業所等の指定状況	122

第2章 各論

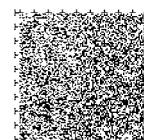
第1節	地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策	124
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	124
2	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数	127
3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	127
4	福祉施設から一般就労への移行等	132
第2節	障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策	139
第3節	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	144
第4節	障がい福祉サービス等の見込量と確保策	145
1	訪問系サービス	147
2	日中活動系サービス	150
3	居住系サービス	159
4	相談支援	163
5	障がい児通所支援	168
6	障がい児入所支援	172



7	障がい児相談支援	174
第5節	発達障がいのある人等に対する支援	176
第6節	指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上	178
1	サービスの提供に係る人材の研修	178
2	指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価	180
3	指導監査結果の関係市町村との共有	181
第7節	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	182
1	障がいのある人等に対する虐待の防止	182
2	意思決定支援の促進	183
3	障がいのある人の文化芸術活動の推進	183
4	障がいを理由とする差別の解消の推進	184
5	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	184
6	共生型サービスの促進	184
第8節	県の実施する地域生活支援事業	186
1	専門性の高い相談支援事業	186
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	188
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	188
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	189
5	広域的な支援事業	189
6	福祉サービス従事者、指導者等育成事業	191
7	その他の事業	191
第9節	収入水準向上のための計画	193

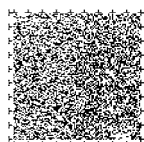
第3章 推進体制

第1節	連携協力の確保	195
第2節	進捗状況の管理及び評価	195
別表	成果目標	196



【資料】

資料 1	障害者基本法（抄）	201
資料 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	203
資料 3	児童福祉法（抄）	205
資料 4	福岡県障がい者施策審議会条例	207
資料 5	福岡県障がい者施策審議会委員名簿	209
資料 6	福岡県障がい者施策推進本部設置要綱	211
資料 7	福岡県障がい者施策推進体制組織図	213
資料 8	障害者総合支援法の対象疾病一覧	215
資料 9	市町村虐待防止センター連絡先一覧	217
資料 10	用語解説	219



計画策定の趣旨

本県では、国際障害者年（昭和 56 年）を契機として、昭和 57 年に「福岡県障害者福祉長期行動計画」を策定し、その後、「福岡県障害者福祉長期計画」（平成 7 年度～15 年度）、「新福岡県障害者福祉長期計画」（平成 16 年度～26 年度）、「福岡県障害者長期計画」（平成 27 年度～令和 2 年度）を策定、これらの計画に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、平成 23 年に「障害者基本法」が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる「社会モデル」の考え方や障害者の権利に関する条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。平成 25 年には、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

このほかにも、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」により、障がいのある人に必要なサービスが提供されるよう、サービス見込量等を記載した障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

本県では、これらの計画の改定期を迎え、また、障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和 3 年度から令和 8 年度までの計画期間中の施策の基本的な考え方や方向性を定めた「福岡県障がい者長期計画（第 3 期）」、長期計画に定めた基本的な考え方を踏まえて、前期 3 年間（令和 3 年度～5 年度）のサービス見込量等を定めた「福岡県障がい者福祉計画（第 5 期）・福岡県障がい児福祉計画（第 2 期）」を一体的に策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

施策	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	新福岡県障害者福祉長期計画 (H16年度～H26年度)						福岡県障害者長期計画 (H27年度～R2年度)						福岡県障がい者長期計画 (R3年度～R8年度)					
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	福岡県障害者福祉計画		福岡県障害者福祉計画(第2期)		福岡県障害者福祉計画(第3期)		福岡県障がい者福祉計画(第4期)		福岡県障がい者福祉計画(第5期)		福岡県障がい者福祉計画(第6期)		福岡県障がい者福祉計画(第7期)		福岡県障がい者福祉計画(第8期)			
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画							福岡県障がい児福祉計画(第1期)		福岡県障がい児福祉計画(第2期)		福岡県障がい児福祉計画(第3期)							

